

北海道ホルスタインナショナルショウ倫理規程

1. 目的

ショウは、出品者ならびに酪農関係者が乳牛改良の成果を比較検討し、今後における飼養管理の研究、ならびに供用種雄牛選定の指針となるべき場所であるとともに、一般消費者に酪農産業の一端を紹介し、理解を深めてもらう機会でもある。

その中であって、出品牛は適正な準備によって審査されるべきであり、出品者は牛本来が備えている資質、あるいは牛体（骨格）構造を欺く行為によって、ショウの名誉ならびに酪農に対するイメージを汚してはならない。

2. 守るべき出品牛マナー

- 1) 背線や尾根部等につけ毛、植毛を施してはならない。
- 2) 背線や尾根部の毛の長さは3cmを超えてはならない。
- 3) 牛体のいかなる部分でも、医療的整形をしてはならない。
- 4) 薬剤などを使用して不自然な活気づけ、あるいは神経過敏を防いだり、跛行をかくすなどの行為をしてはならない。
- 5) 牛体部分の凹みをたたいて盛り上げさせたり、皮下に異物を挿入するとか、パウダーなどで外貌の輪郭をかえる目的の行為をしてはならない。
- 6) 不自然な方法で乳房の形を調整したり乳頭の形や方向を修正してはならない。
- 7) 色素などを利用して、牛体等の自然な色彩を変えてはならない。なお、乳房にオイル・ジェル・艶出し等一切の使用を禁止する。
- 8) 過度の飲水など人工的方法で腹部を膨らませてはならない。

3. 守るべき出品者（リードマン）マナー

- 1) 服装は、上下とも白色のものを着用し、牧場名等の文字を入れてはならない。
- 2) 品位ある態度で序列決定に従い審査講評が終わるまで、みだりに出品牛を動かしてはならない。
- 3) 審査中に出品牛の間隔をみだりに空けたり、他の出品者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4) 審査員に対して産次および分娩月日等を正確に伝えなければならない。

4. 出品者への通知

守るべき出品マナーを出品牛名簿に掲載する他、出品窓口団体の担当者を通じて会場で事前に本規定を通知し、周知徹底を図る。なお、会場内にはこのことについて掲示する。

5. 監視員

出品牛が適正な状況下で管理、準備され、公平な条件のもとで審査が行われるように、事前確認を行うため若干名の監視員を置くこととし、主催者が任命する。

また、各地区の出品代表者に規定遵守のための協力を依頼する。

6. 違反行為の通報

一般者および出品者から違反行為の通報を受けた場合、監視員は事実関係を調査する。なお、通報は「出品者、出品牛、施している行為」等具体的でなければならない。

7. 出品牛の確認

過剰な準備を施していると認められる時は、直ちに行為の停止、若しくは人工的に加えられた異物等の排除と、獣医師による診療カルテ・診断書等の提出を求めることがある。

これらに従わない場合、若しくはその行為が悪質であると認められた時には、ショウへの出品を拒否する。

8. その他

この規程にない事項については、主催者が決める。

付 則

この規程は平成14年	4月	1日から施行する。
この規程は平成17年	7月29日	から施行する。
この規程は平成23年	4月	1日から施行する。
この規程は平成25年	4月	1日から施行する。
この規定は平成29年	7月28日	から施行する。